

(1) 改正の概要

特定の有害物を取り扱う場所について、有害物の有害性等を周知するため、有害物の人体に及ぼす作用等について**掲示する事項の見直し・追加**を行い、対象物質が拡大されました。

(2) 掲示内容に関する概要

以下の事項に関する掲示内容の詳細について示されました。

- ① 生ずるおそれのある疾病の種類
- ② 疾病の症状
- ③ 取扱い上の注意事項
- ④ 中毒が発生したときの応急処置
- ⑤ 使用すべき保護具

令和4年4月15日
基発0415第1号



改正に係る
行政通達



(3) 掲示に係る条文の改正・新設一覧

- | | |
|--------------|------|
| ① 有規則第24条 | (改正) |
| ② 特化則第38条の3 | (改正) |
| ③ 石綿則第34条 | (改正) |
| ④ 安衛則第592条の8 | (新設) |
| ⑤ 鉛則第51条の2 | (新設) |
| ⑥ 四鉛則第21条の2 | (新設) |
| ⑦ 粉じん則第23条の2 | (新設) |

令和5年4月21日
基発0421第1号



令和5年3月29日
基発0329第32号

(4) 掲示方法について

安衛則第592条の8等の掲示方法は、作業場において作業に従事する全ての者が作業中に容易に視認できる方法によることをいい、掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ等(電子看板・掲示板)の電子情報処理組織を使用する等の方法があります。

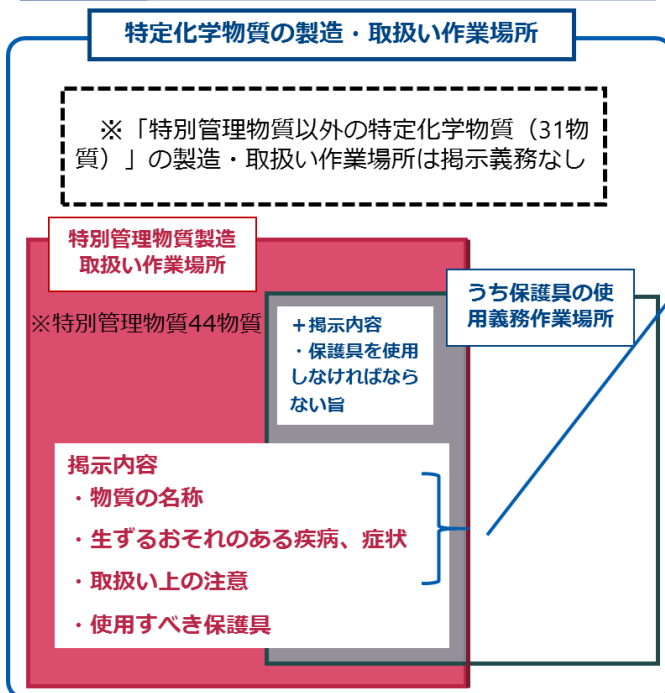
「おそれのある疾病の種類」及び「疾病の症状」の記載例については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのホームページに**物質別に掲載**されています。

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html#m02-03

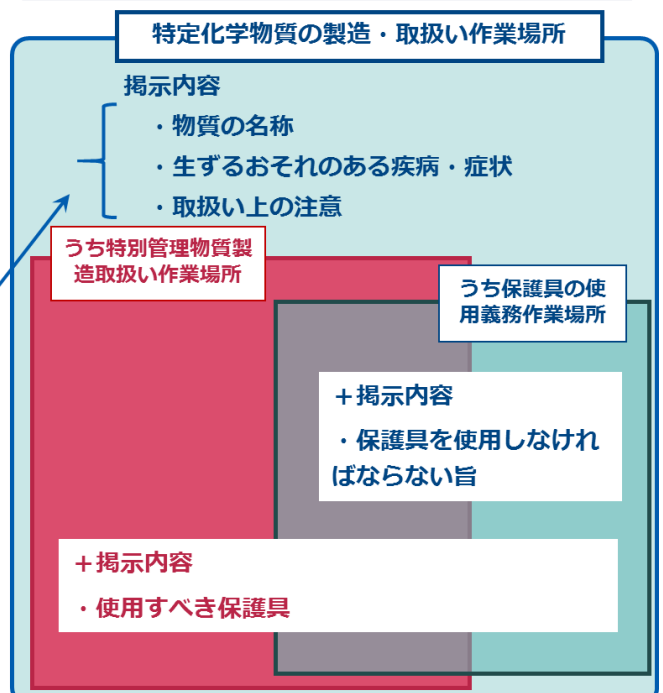


(5) すべての特定化学物質に対象が拡大 (イメージ図)

令和5年4月～



令和5年10月～



(6) 掲示物の作成例(有機溶剤(アセトン))

<p>有機溶剤等使用上の注意事項</p> <p>一 有機溶剤の人体に及ぼす作用 主な症状</p> <p>(1) 頭痛</p> <p>(2) けん怠感</p> <p>(3) めまい</p> <p>(4) 貧血</p> <p>(5) 肝臓障害</p>	<p>二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項</p> <p>(1) 有機溶剤を入れた容器で使用しないでないものには、必ず、ふたをすること</p> <p>(2) 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと</p> <p>(3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること</p> <p>(4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること</p>	<p>三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置</p> <p>(1) 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること</p> <p>(2) 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること</p> <p>(3) 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと</p> <p>(4) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺そ生を行うこと</p>
---	---	---

有害物ごとに掲示すべき掲示内容の注意点

掲示物の作成例

有機溶剤(アセトン)使用上の注意点

1 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

(1) 生ずるおそれのある疾病の種類

中枢神経系障害、呼吸器障害、消化管障害

化学品分類の結果に基づく方法

アセトンの特定標的臓器毒性(単回ばく露):区分3(気道刺激性、麻酔作用)、特定標的臓器毒性(反復ばく露):区分1(中枢神経系、呼吸器、消化管)に基づき記載

(2) その症状

頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制

疾病告示に基づく記載

2 有機溶剤等の取扱い上の注意事項

(1) 有機溶剤等を入れた容器で使用途中でないものには、必ずふたをすること。

(2) 当日の作業に直接必要がある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。

(3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。

(4) できるだけ有機溶剤等を皮膚に触れないようにすること。

旧告示第2号に掲げる内容を記載

3 有機溶剤による中毒が発生した時の応急措置

(1) 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。

(2) 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。

(3) 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。

(4) 中毒の症状がある者の呼吸が止まっている場合や正常でない場合は、速やかに仰向けにして心肺そ生を行うこと。

旧告示第3号に掲げる内容を記載

4 使用すべき保護具

(1) 呼吸用保護具適切な呼吸用保護具(防毒マスク(有機ガス用)、高濃度の場合、送気マスク空気呼吸器)を着用すること。

(2) 手の保護具適切な保護手袋を着用すること。

(3) 眼の保護具適切な眼の保護具を着用すること。

(4) 皮膚及び身体の保護具適切な保護衣を着用すること。

SDSにおける「ばく露防止及び保護措置」の内容を参考にリスクアセスメント結果に基づく措置を記載